

「せんば GENKI の会」会則

（名 称）

第 1 条 本会の名称は「せんば GENKI の会」と称する。

（事 務 局）

第 2 条 本会は事務局を大阪府中央区本町 3 丁目 5 番 2 号 辰野(株)内に置く。

（目 的）

第 3 条 船場が「GENKI」になると、大阪も変わる。

船場をこよなく愛し、新たな息吹を吹き込もうと活動するグループが集い力を合わせることにより、『元気に満ち魅力溢れる船場』の創生に寄与することを、本会の目的とする。

（事 業）

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 船場で活動する各グループとの情報の共有・協力および情報発信
2. 船場の活性化を図るための企画提案・事業の実施
3. その他本会の目的達成に必要な事業

（構 成）

第 5 条 本会は、第 3 条の目的に賛同し、以下に該当する会員及び賛助会員をもって構成する。

1. 会員は、原則として船場に活動拠点を持つグループ（以下「活動グループ」という）とする。
2. 賛助会員は、団体・企業・個人とする。

（入会、退会）

第 6 条 会員及び賛助会員の入会は以下の通り定める

1. 本会に入会しようとするときは、別に定める申込書を本会事務局に提出し、世話人会の承認を得るものとする。
2. 退会しようとするときは、別に定める退会届を事務局に届け出るものとする。賛助会員の入会・退会も同様とする。
3. 賛助会員の入会・退会も同様とする。
4. 会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するときは、世話人会において出席者の 2 / 3 以上の議決に基づき除名することができる。ただし、その場合議決の事前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - ・ 本会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
 - ・ その他本会の規定に反し、または本会の秩序を乱す行為があったとき

(運営会議)

第 7 条 本会に加入する各活動グループから選出された代表により運営会議を行い、議長を相互に選任の上下記の事項を決定する。 運営会議の成立には半数以上の出席を要し、議案の採決は出席者の過半数とする。尚、可否同数の場合は議長が決定する。

1 . 本会の年度事業方針の決定

2 . 本会の会計の承認

3 . 世話人・会計監事の選任

世話人・会計監事の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(世話人会)

第 8 条 運営会議で選任された世話人は世話人会を随時開催し、本会の企画・運営を行う。

代表・副代表は、世話人の中から相互に選出する。世話人代表は本会を代表し、会を統括する。副代表は代表を補佐し、事故あるときは代行する。

事務局は世話人代表が指名する。

(会 費)

第 9 条 会員及び賛助会員は、運営会議において決定した年会費を本会に納入する。

(実行委員会)

第 10 条 1 . 本会の事業を実施するため、世話人は実行委員会を設置することが出来る。

2 . 実行委員会は原則として独立会計とする。

(事業および会計年度)

第 11 条 1 . 本会の事業および会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

2 . ただし、設立年は設立日より翌年 3 月 31 日とする。

(そ の 他)

第 12 条 本会は最高顧問・顧問・アドバイザーを置くことができる。

(付則)

本会の会則は、第 7 条に定める運営会議の有効な議決により改定する事ができる。

以 上

2004 年 9 月 3 日制定

役員名簿

	世話人	参加 活動グループ 団体 企業		
	青木 聡	太閤路地		
	秋月 傅一	商栄会		
	朝田 由治	寄合びんご		
	井上 哲朗	船場ギャザリング	三休橋筋発展会	寄合びんご
	岡本 浩典	三休橋筋発展会		
	梶木 盛也	三休橋筋愛好会		
	川口 武史	船場経済倶楽部		
	岸田 文夫	三休橋筋愛好会		
	岸田 敏明	船場経済倶楽部		
	高坂 昌利	船場ギャザリング		
	小林 薫	商栄会		
	篠原 祥	三休橋筋愛好会		
	城内 敏之	商栄会		
	杉岡 輝美	NTT - MA 関西		
	戦 松茂	商栄会		
	辰野 元彦	寄合びんご	船場経済倶楽部	船場ギャザリング
	田中 成人	船場経済倶楽部		
	谷口 康彦	寄合びんご	船場ギャザリング	
	千葉 桂司	寄合びんご		
	戸田 和孝	太閤路地		
	根津 昌彦	三休橋筋愛好会		
	日比 哲夫	寄合びんご	船場ギャザリング	
	藤井 秀昭	船場賑わいの会		
	三浦 晋吾	NTT - MA 関西		
	森本 年	船場経済倶楽部		
	森山 秀二	三休橋筋愛好会		
	吉村 孝司	三休橋筋発展会	寄合びんご	船場ギャザリング

代表

名簿はA7枚E1順

副代表

	会計監事
	高坂 昌利

	事務局
	岡本 浩典
	城内 敏之
	谷村 絢子
	杉岡 輝美
	三浦 晋吾

(団体名簿)

団体名			電話	会員
船場センタービル商栄会	事務局長	城内敏之	6258-5597	489名
NPO 法人 船場経済倶楽部	理事長	田中成人	6261-8000	400社
船場賑わいの会	会長	藤井秀昭	6264-0313	7名
太閤路地プロジェクト	事務局長	戸田和孝	6261-7160	6名
三休橋筋愛好会		篠原祥		5名
船場ギャザリング	代表	井上哲朗	6244-0044	10名
寄合びんご		日比哲夫		20名
三休橋筋発展会	幹事	吉村孝司	6263-3984	20名

せんば GENKI の会
会 則